○伊奈町専用水道事務取扱規則

平成19年11月27日 規則第42号

改正 平成28年3月30日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)に定めるもののほか、専用水道事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(申請等の様式)

- 第2条 法の規定に基づく次の各号に掲げる申請等は、当該各号に定める 様式によるものとする。
 - (1) 法第33条第1項に規定する専用水道布設工事の設計が施設基準に適合する者である確認の申請 伊奈町専用水道布設工事設計確認申請書(第1号様式)
 - (2) 法第33条第3項に規定する申請書の記載事項に変更を生じた ときの届出 伊奈町専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届 (第2号様式)
 - (3) 法第33条第5項に規定する専用水道布設工事の設計が施設基準に適合することを確認した通知 伊奈町専用水道布設工事設計確認通知書(第3号様式)
 - (4) 法第33条第5項に規定する専用水道布設工事の設計が施設基準に適合しないと認めたとき、又は適合するかしないかを判断することができないときの通知 伊奈町専用水道布設工事設計不適合通知書(第4号様式)
 - (5) 法第34条第1項において準用する法第13条第1項に規定する専用水道を使用して給水を開始しようとするときの届出 伊奈町専

用水道給水開始届出書(第5号様式)

(水道技術管理者設置の届出)

第3条 専用水道の設置者が法第34条第1項において準用する法第19 条の規定による水道技術管理者を設置し、又は変更したときは、伊奈町 専用水道技術管理者設置(変更)届出書(第6号様式)により町長に届 け出なければならない。

(休止の届出)

第4条 専用水道の設置者は、専用水道施設を一定期間休止するときは、 速やかに、伊奈町専用水道休止届出書(第7号様式)により町長に届け 出なければならない。

(廃止の届出)

第5条 専用水道の設置者は、専用水道施設を廃止したときは、速やかに、 伊奈町専用水道廃止届出書(第8号様式)により町長に届け出なければ ならない。

(給水の緊急停止の届出)

第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第2 3条の規定による給水の緊急停止を行ったときは、伊奈町給水緊急停止 届出書(第9号様式)により町長に届け出なければならない。

(台帳の備付け)

第7条 町長は、専用水道台帳(第10号様式)を備え付け、専用水道に 関する所要事項を記載し、その現況を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に埼玉県専用水道規制事務取扱要綱の規定により専用水道布設工事の設計が施設基準に適合している確認を受けた者は、 第2条第3号の専用水道布設工事設計確認通知書の交付を受けた者とみなす。

附 則(平成28年規則第12号) この規則は、平成28年4月1日から施行する。 第1号様式(第2条関係)

伊奈町専用水道布設工事設計確認申請書

年 月 日

伊 奈 町 長 様

専用水道の設置場所 専用水道の名称

住所

氏名

申請者

EO

(法人又は組合の方は、主な事務所の所 在地及び名称並びに代表者氏名)

電話番号 ()

専用水道の布設工事について、設計の基準適合の確認を受けたいので関係書類を添えて申請します。

(関係書類)

工事設計書

連絡先

担当

電話

	工事設言	計書
		水道施設の名称 :
		水道施設の所在地:
1	一日最大給水量及び一日平均給水量	
2	水源の種別及び取水地点	
3	水道の水量の概算及び水質試験の結果	
4	水道施設の概要	
5	水道施設の位置、規模及び構造	
6	浄水方法	
7	工事の着手及び完了の予定年月日	

(添付書類)

- (1) 水の供給を受ける者の数を記載した書類
- (2) 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- (3) 水道施設の位置を明らかにする地図
- (4) 水源及び浄水場周辺の概況を明らかにする地図 (自己水源をもつ専用水道のみ)
- (5) 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (6) 導水管、送水管、配水管及び給水管に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする 平面図及び縦断面図
- (7) 水理計算書
- (8) 主要な水道施設の構造計算書
- (9) 原水の水質試験成績書

第2号様式(第2条関係)

伊奈町専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届

年 月 日

伊 奈 町 長 様

住所

氏名

申請者

印

(法人又は組合の方は、主な事務所の所 在地及び名称並びに代表者氏名)

電話番号 ()

次のとおり水道法第33条第3項に基づく記載事項の変更があったので届け出ます。

変更事項

IE	新

第3号様式(第2条関係)

 発第
 号

 年
 月
 日

設置者住所

氏名 様

伊奈町長 印

伊奈町専用水道布設工事設計確認通知書

年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計について、水道 法第32条の規定により、同法第5条の規定に基づく施設基準に適合するものであることを確 認したので通知します。

- 1 水道施設の名称
- 2 水道施設の所在地

※この通知書は、申請者において大切に保管すること。

第4号様式(第2条関係)

 発第
 号

 年
 月
 日

設置者住所

氏名 様

伊奈町長 印

伊奈町専用水道布設工事設計不適合通知書

年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計について、次のとおり不適合とするので通知します。

- 1 水道施設の名称
- 2 水道施設の所在地
- 3 理 由
- 4 教 示 別添のとおり

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊奈町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊奈町を被告として(被告の代表者は伊奈町長となります。)提起することができます。ただし、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

伊奈町専用水道給水開始届出書

年 月 日

伊 奈 町 長 様

住所

申請者

氏名 印

(法人又は組合の方は、主な事務所の所 在地及び名称並びに代表者氏名)

電話番号 ()

専用水道の布設工事が完成し、次のとおり給水を開始するので、水道法第13条第1項の規 定に基づき届け出ます。

- 1 給水開始施設
 - (1) 施設の名称
 - (2) 所在地
 - (3) 施設概要
- 2 給水開始予定年月日

(添付資料)

- (1) 水道施設検査書
- (2) 浄水水質検査結果(写し)
- (3) 図面
- ア 給水区域又は給水施設の位置を示す図面
- イ 施設関係図面(平面図)

伊奈町専用水道技術管理者設置(変更)届出書

年 月 日

伊 奈 町 長 様

住所

申請者

氏名 印 (法人又は組合の方は、主な事務所の所 在地及び名称並びに代表者氏名)

電話番号 ()

水道法第34条第1項で準用する同法第19条第1項の規定に基づき、次のとおり水道技術管理 者を 年 月 日付けで設置(変更)したので届け出ます。

専用水道施設名		
水道技術管理者名	勤系	務 形 態 専任・兼任
現 住 所		
連 絡 先	電話	
水道技術管理者とし ての資格内容	水道法施行令第6条第1	項第 号
勤 務 先	職名	勤務年数
主な従事業務		

(添付資料)

水道技術管理者としての資格を証明する書類

伊奈町専用水道休止届出書

年 月 日

伊 奈 町 長 様

住所

申請者

氏名 印 (法人又は組合の方は、主な事務所の所 在地及び名称並びに代表者氏名)

電話番号 ()

次のとおり専用水道を 年 月 日付けで休止するので届け出ます。

専丿	用水道	首 施 詞	没 名								
所	在 地										
休	止	期	間	年	月	日	~	年	月	日	
休	止	理	由								
I VIC	11.	Æ	щ								

(添付資料)

伊奈町専用水道布設工事設計確認通知書(写し)

伊奈町専用水道廃止届出書

年 月 日

伊 奈 町 長 様

住所

申請者

氏名 印 (法人又は組合の方は、主な事務所の所 在地及び名称並びに代表者氏名)

電話番号 ()

次のとおり専用水道を 年 月 日付けで廃止したので届け出ます。

専	用水	道施設	と 名	
所	;	在	地	
確	認	年 月	日	年 月 日
廃	止	理	曲	

(備 考)

- 1 確認年月日の欄は、伊奈町専用水道布設工事設計確認通知書の通知日を記入する
- 2 伊奈町専用水道布設工事設計確認通知書(原本)を添付すること。

伊奈町給水緊急停止届出書

年 月 日

伊 奈 町 長 様

住所

申請者

氏名 印 (法人又は組合の方は、主な事務所の所 在地及び名称並びに代表者氏名)

電話番号 ()

次のとおり 年 月 日付けで給水の緊急停止を行ったので届け出ます。

専	用水	道	施設	名								
専	用水	道認	设置場	易所								
停	止		期	間	年	月	日	~	年	月	日	
停	止	Ø	理	由								

(第1面) 伊奈町専用水道台帳

市	町	村	名						No.			
施			名									
所		Ē	地				T	EL				
設				氏名又は名称	「及び代表者名		住	斤	電話番号			
置	創	設	時									
者	現		在									
確認	망(届년	出)年月	月日	年	月 日	多	苍第		号 確認	忍・届出		
居	住	人	П	確認時	人(世帯)		しゅん工年	月日	平 月 日		
綿	水	能	力	1日最大給水	量 5の1日最大給水			1日平均給ス 用水等の1日				
施 設 用 途 1集合住宅 2 学校 3 病院 4 商業施設 5 旅館等 6 レジャー施設 7 その他()												
			抗		1				里の状況			
原水	2 ヺ ア	k道事 井戸水 浅井戸 深井戸	≓	の水 m 本 浄 m 本 水	有・ 類 1 急速ろ過方 2 緩速ろ過方 3 除Fe/Mn設	式	維持管理	 設置者 委託 委託先: 	が実施			
の				伏流水 方	4 膜ろ過方式							
種		(河川)	5 滅菌装置の			氏名				
別	1	その他 有() [五]	6 その他(施設能力 [)]/目		所属				
口径						00m以下	水道技	所属住所				
受	水槽	の	規札	設置数 有効容量 1 ポンプ		槽式)])	術管理者	資格	1 水道法 条第1項 2 不要	施行令第6 号該当		
				高架水	工区(,		専・兼別	専任・兼	 兼任		
配	水	方	治	圧力水 上 2 自然流	<槽(有 ・ 無			専従職員	1 有(2 無	人)		
給才	くフロ	ーチ	ャート									
				•								
備	考											

(第2面)

		H.	タマけ	夕称ス	ラフドイ	+表考/	夕.				住		所				電話番号
		氏名又は名称及び代表者名									土		DI				电前街ク
=n, ppd	-tv.						+										
設置者																	
							\dagger										
	氏		名	所		属		所	属	住	所			資	格		専・兼別
													施行令	第6条第	有1項	号	兼・専
水													施行令	第6条第	有1項	号	兼・専
道													施行令	第6条第	有1項	号	兼・専
技													施行令	第6条第	有1項	号	兼・専
術													施行令	第6条第	有1項	号	兼・専
管							\vdash						施行令	第6条第	有1項	号	兼・専
理													施行令	第6条第	有1項	号	兼・専
者													施行令	第6条第	有1項	号	兼・専
													施行令	第6条第	有1項	号	兼・専
													施行令	第6条第	有1項	号	兼・専
受水	槽	i	設置数			基	(槽	式)	有	効容	量					L
の規			設置数			基	(槽	式)	有	効容	量					
								監	視	記	録						
年	月	日															
給水	、人	П					人						人				人
水質	「検	杳	省略不		目	回/	/年			可項	间		回/年	省略不		目	回/年
			その化					7	の他					その化			
健康	診	断	実	施	•	未実施	施		実	施	•	未	実施	実	施	•	未実施
衛生	: 上		良	好	•		支		良	好	•	不		良	好	•	不 良
措		置	残留增	宝素	mg	g/ 🗆		劈	是留塩	素	mg	g/[残留增		mg	g/ 🗆
管理等の				有	•	無				有	•	無			有	•	無
指導	事	項															
備		考															

注)1 「省略不可項目」は、水道法施行規則に規定する10項目及び定期の水質検査で基準値の1 0%を超える項目(消毒副生成物及び農薬類を除く)

^{2 「}残留塩素」の欄は、立入検査時に測定した検査結果等を記入すること。

(第3面)

	(2)10 (11)														
							監	視記	録						
年	J	1	日												
給	水	人	口				人				人				人
水	質	検	查	省略さ		頁目	回/年	省略その	不可項 他	頁目	回/年	省略を		頁目	回/年
健	康	診	断	実	施	•	未実施	実	施	•	未実施	実	施	•	未実施
衛措	生	上	の 置	良残留	好 塩素	• n	不 良 ng∕□	良残留	好 塩素	•	不 良 mg/□	良 残留!	好 <u></u>	•	不 良 ng∕□
管理	記録	等の位	保管		有	•	無		有	•	無		有	•	無
指	導	事	項												
備			考												
							監	視記	録						
年	J]	日												
給	水	人	П				人				人				人
水	質	検	查	省略さ		頁目	回/年	省略その	不可項他	頁目	回/年	省略る		頁目	回/年
健	康	診	断	実	施	•	未実施	実	施	•	未実施	実	施	•	未実施
衛措	生	上	の 置	良残留	好 塩素	• n	不 良 ng/□	良残留	好 塩素	•	不 良 mg/□	良残留地	好 塩素	• r	不 良 mg/□
管理	記録	等の位	保管		有	•	無		有	•	無		有	•	無
指	導	事	項												
備			考												

注)1 「省略不可項目」は、水道法施行規則に規定する10項目及び定期の水質検査で基準値の1 0%を超える項目(消毒副生成物及び農薬類を除く)

^{2 「}残留塩素」の欄は、立入検査時に測定した検査結果等を記入すること。

- 第1号様式(第2条関係)
- 第2号様式(第2条関係)
- 第3号様式(第2条関係)
- 第4号様式(第2条関係)
- 第5号様式(第2条関係)
- 第6号様式(第3条関係)
- 第7号様式(第4条関係)
- 第8号様式 (第5条関係)
- 第9号様式 (第6条関係)
- 第10号様式(第7条関係)